

消費者庁入札等監視委員会 第3回会議 議事概要

開催日及び場所	平成27年7月21日（火） 消費者庁入札室
委員	井手 秀樹 （慶應義塾大学商学部教授） 河村 小百合 （株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員） 竹内 啓博 （公認会計士）
議事	○消費者庁 LAN 用 AdobeAcrobatStanderd のライセンス購入 ○消費者庁ホームページリニューアル業務 ○食品表示に関する消費者意識調査 ○消費者庁の制度・業務に関する基礎調査・整理・分析等業務 ○「東日本及び大消費地において開催する食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション養成研修の運営業務」及び「被災地において開催する食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション及びコミュニケーター養成研修の運営業務」 ○その他

○案件詳細	
【競争入札】 最低価格落札方式	契約件名：消費者庁 LAN 用 AdobeAcrobatStanderd のライセンス購入 契約相手：スターティア株式会社 契約金額：9,390,600円 契約日：平成26年7月23日 担当課：総務課情報システム担当 説明内容：ライセンス購入を TLP（単体、一般向け）で購入しているが、CLP（複数体、企業向け）で購入した方が安価で購入できたのではないかと会計検査院から指摘されたもの。
【競争入札】 総合評価落札方式	契約件名：消費者庁ホームページリニューアル業務 契約相手：パナソニックシステムネットワークス株式会社 契約金額：11,793,600円 契約日：平成26年10月23日 担当課：総務課広報室 説明内容：総合評価により契約を行ったが、成果物ができず、契約不履行となった案件である。予算の繰越ができなかった

	<p>ため、今年度の限られた予算で執行しなければならず、企画競争での執行を考えているもの。</p>
<p>【競争入札】 最低価格落札方式</p>	<p>契約件名：食品表示に関する消費者意識調査 契約相手：マイボイスコム株式会社 契約金額：1,242,000円 契約日：平成26年12月19日 担当課：食品表示企画課 説明内容：予定価格と契約額との価格の乖離が大きかったもの。</p>
<p>【競争入札】 最低価格落札方式</p>	<p>契約件名：消費者庁の制度・業務に関する基礎調査・整理・分析等業務 契約相手：デトロイトトーマツコンサルティング株式会社 契約金額：10,972,800円 契約日：平成27年2月19日 担当課：総務課 説明内容：予定価格と契約額との価格の乖離が少なかったもの。</p>
<p>【競争入札】 最低価格落札方式</p>	<p>契約件名：東日本及び大消費地において開催する食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション養成研修の運営業務 契約相手：一般財団法人日本原子力文化振興財団 契約金額：13,993,680円 契約日：平成26年6月20日 担当課：消費者安全課</p> <p>契約件名：被災地において開催する食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション及びコミュニケーター養成研修の運営業務 契約相手：一般財団法人日本原子力文化振興財団 契約金額：8,149,832円 契約日：平成26年6月20日 担当課：消費者安全課</p> <p>説明内容：1者応札並びに、予定価格と契約額との価格の乖離が少なかったもの。</p>
<p>委員からの意見・質問 それに対する回答</p>	<p>別紙のとおり</p>

等	
---	--

○その他

特になし

別紙

意見・質問	回答
1. 消費者庁 LAN 用 Adobe Acrobat Standard のライセンス購入	
業者から TLP での注文より CLP での注文のほうが安価になるというご指摘はあったのか。	業者から CLP での注文の話はなかった。
TLP での注文より CLP での注文のほうがどの程度予定価格が安価になっていたのか。	100万円～200万円程度。
対応策としてはどのようにしていくのか。	消費者庁内の各課へ注意喚起を行い、他の注文方法がないかを調査を行っていく。
2. 消費者庁ホームページリニューアル業務	
契約業者は、過去の同様な業務を遂行した実績はあったのか。	他省庁での実績を確認した。
総合評価方式では、価格点と技術点の割合はどのくらいなのか。技術点の評価はどのようになっているのか。	1:1もしくは1:2となっている。本件は、低入札価格で落札しており、技術点よりも価格点の方が上回っていたため、総合点で落札したもの。
この案件に限らず、企画競争のほうが望ましいと思われる案件があるが、今まで企画競争を実施していない理由はなにか。	企画競争については、価格での競争を行うべきではないかと総合評価方式への移行が推進されたため、消費者庁では、少額のものについては企画競争を採用していなかった。
3. 食品表示に関する消費者意識調査	
成果物に問題がなかったのであれば、予定価格を作成する段階で人件費を多く見積り過ぎていないか。業者から提出のあった内訳書を参考に今後のため分析をするべきではないか。	慣れた業者であれば、少ない人数でも問題なく業務を遂行することはできるか、どのような業者が落札するか分からないため、予算額等を勘案し、予定価格の作成を行っている。今後は、過去の事例も参考にしていきたい。
予定価格と落札額の剥離を解消するための対応策をどうするのか。	市場価格調査を実施する等、入札額との剥離が少なくなるよう行っていく。
4. 消費者庁の制度・業務に関する基礎調査・整理・分析等業務	
入札参加者が少ないのは、業務を実施する時期の見直しも必要があるのではないか。年度末に実施した場合、入札参加を見送る	そのとおり。 計画的な執行を心掛ける。

業者もいる。	
5. 「東日本及び大消費地において開催する食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション養成研修の運営業務」及び「被災地において開催する食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション及びコミュニケーター養成研修の運営業務」	
業務内容を把握し、業務を実行できる業者が入札に参加する必要があるため、入札参加業者が少なくなるのは仕方がないことだと思われる。	複数年度にわたり1者応札になった案件については、公募による随意契約への移行を検討していきたい。
予定価格を作成するのに当り、業者からの参考見積書を聴取していたか。	聴取していない。過去の類似案件を参考にして予定価格を作成した。